

## 研究員等受入規程

平成28年4月1日  
28（規程）第89号  
最終改正 平成29年4月1日  
29（規程）第41号

### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における研究開発等に関し、外部の関連研究者等を受け入れることにより、研究開発業務の効率的・効果的推進を図ること及び量子科学技術等に関連した研究者・技術者の育成を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。

用 語	定 義
受入研究員等	客員研究員、協力研究員、実習生、連携大学院生、招へい研究員、共同利用研究員及び別に定める国又は国に準ずる機関の制度により受け入れる者をいう。
研究開発等	1. 研究開発を行うこと 2. 量子科学技術等に関連した研究者・技術者の育成を行うこと

2 この規程で取り扱う受入研究員等は次の者とする。

名 称	定 義
客員研究員	高度な専門的知識又は顕著な業績を有する者であって、機構の研究開発等に関し、指導・助言を得るため受け入れる者をいう。
協力研究員	機構の研究開発等に関し、協力を得るため受け入れる者をいう。
実習生	実習を行うため受け入れる者をいう。
連携大学院生	連携大学院制度による大学院生受入規程第1条で定める者をいう。
招へい研究員	国外招へい者への旅費等支給細則（28（細則）第37号。以下「招へい細則」という。）第1条で定める者のうち、研究開発等に関し、協力を得るため受け入れる者をいう。
共同利用研究員	共同利用研究員規則に定める者をいう。
国又は国に準ずる機関の制度により受け入れる者	研究員等受入要領に定める者をいう。

(受入基準)

第3条 機構は、次に掲げる基準を満たすときには、受入研究員等として受け入れる。

- (1) 研究開発等が、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年法律第176号）第16条に規定する業務のいずれかに該当すること。
- (2) 研究開発等が、文部科学大臣の認可を受けた中長期計画の範囲であること。
- (3) 研究開発等の円滑な遂行に必要な別表1に定める資格を有すること。
- (4) 受入開始日に満年齢が70歳未満であること。

(受入手続)

第4条 受入研究員等の委嘱又は承認（以下「委嘱等」という。）手続は、次のとおりとする。

- (1) 受入部長等は、候補者の書面審査及び必要に応じて面接審査を行う。
- (2) 受入部長等は、別に定める様式（申請書、略歴書、必要に応じて所属長の申請（依頼）等）を主管部署に提出する。ただし、部に属さない室等にあつては、当該室長等とし、以下同様とする。
- (3) 主管部署は、前号の書類の提出を受け、その内容を審査し別表2により手続を行う。

(所属の変更)

第5条 受入部長等は、受入研究員等の所属する外部研究機関等に変更があつた場合には、改めて前条により受入手続を行わなければならない。

(受入期間)

第6条 受入研究員等の受入期間は当該年度内とする。ただし、この期間を過ぎ、なお継続しようとする場合には、改めて第4条により手続を行わなければならない。

(受入期間の変更)

第7条 受入部長等は、疾病その他やむを得ない事由により受入期間の変更を必要とするときは、別に定める様式によりあらかじめ主管部署に提出しなければならない。

(手当等)

第8条 受入研究員等には給与は支給しない。ただし、客員研究員には別に定める謝金を支給することができる。

(旅費)

第9条 客員研究員には旅費規程に基づき、原則として所属機関から受入地までの移動に

要する旅費を支給する。招へい研究員については招へい細則によるものとし、その他の受入研究員等には、原則として所属機関から受入地までの移動に要する旅費は支給しない。

(保険)

第10条 機構は、受入研究員等を受け入れるに当たって、原則として既に医療保険及び損害保険等に加入した者を受け入れる。

(施設等の利用)

第11条 受入研究員等は、研究開発等を遂行するため、事前に定められた手続を行い、施設及び設備等を利用することができる。

(機器等の持込み)

第12条 受入研究員等は、研究開発等を遂行するため、事前に定められた手続を行い、自己所有の機器等を自己の責任のもとで、機構に持ち込むことができる。

2 前項において機器等の持込期間中の管理責任は、原則として機器等の所有者が負う。

(研究成果物、知的財産権の帰属等)

第13条 受入研究員等が機構における当該研究開発等によって生じた研究成果物に関する権利（研究成果物取扱規程（28（規程）第80号）に規定するものをいう。）は、原則として、機構に帰属する。

2 受入研究員等が機構における当該研究開発等によって生じた発明等に係る知的財産権（職務発明等取扱規程に規定するものをいう。）は、原則として、機構及び受入研究等が所属する外部研究機関等に帰属するものとし、機構に帰属するものの取扱いは、受入研究員等は職員に準ずる者として同規程に従う。

(実習報告及び発表)

第14条 実習生は、受入期間が満了したとき、別に定める様式により速やかに報告書を主管部署に提出しなければならない。

2 受入研究員等が当該研究開発等に関し成果を発表することについては、研究成果物の公表手続に関する要領に定めるところによる。

(受入研究員等の義務)

第15条 受入研究員等は、機構の秩序維持、安全管理・安全保持等、該当する機構の規程等に従わなければならない。

2 受入研究員等が故意又は過失により機構の設備、機器等を損壊し、機構が請求した場合は、受入研究員等本人又は受入研究員等の所属する外部研究機関等の責任者は単独若し

くは共同して機構に損害を弁償しなければならない。

- 3 受入研究員等は、当該研究開発等を通じて知ることができた全ての秘密について、受入期間中及び受入期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- 4 受入研究員等は、機構及び受入担当者の指示に従わなければならない。

(委嘱等の解除等)

第16条 機構は、当該受入研究員等がこの規程に違反したとき、機構に不利益をもたらす行為を行ったときは、当該受入研究員等の委嘱を解除し又は受入承認を取り消すことができる。

- 2 受入部長等は、当該受入研究員等が所属する外部研究機関等における身分を消失又は天災その他やむを得ない事由により従事している業務の実施が困難になったときは、別に定める様式により速やかに主管部署に提出しなければならない。

(適用除外)

第17条 機構の業務のため特に必要と機構が認める場合、この規程の一部又は全部を適用せず外部の研究者等を受け入れることができる。

- 2 この規程にかかわらず、契約書、協定書又は別に定める規程等にこの規程に関することについて定められている場合にはそれに従う。

(主管部署)

第18条 この規程の運営に関する主管部署は、イノベーションセンターイノベーション戦略課とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日 29 (規程) 第41号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 受入研究員等の資格

名称（英語名称）	資 格
客員研究員 (Visiting Researcher)	外部研究機関等に所属して研究開発等を実施しており、機構の研究開発等について指導、助言を行うに必要な学識又は経験のある者
協力研究員 (Visiting Collaborative Researcher )	(1)外部研究機関等に所属して研究開発等を実施しており、機構の研究開発等に関して協力するために必要な学識又は経験のある者 又は、 (2)共同研究、委託研究、受託研究、施設・設備共用、技術指導、受託試験等の契約や協定等による実施機関の者
実習生 (Trainee)	大学に在学中の者又はこれと同等以上の学力を有する者と認められる者
連携大学院生 (Graduate Student of Cooperation Program)	大学との連携大学院制度に係わる大学院生受入規程第3条による。
招へい研究員 (Invited Researcher)	招へい細則による。
国又は国に準ずる機関の制度により受け入れる者	各制度による。

別表2 受入手続等

名 称	申請者等	手続時期	受入手続形態	
受入れ (第4条)	客員研究員	受入部長等	受入れ前	委 嘱
	協力研究員	受入部長等	受入れ前	委 嘱 又 は 承 認
	実習生	受入部長等	受入れ前	承 認
	連携大学院生	指導客員教員	受入れ前	承 認
	招へい研究員	受入部長等	受入れ前	承 認
研究員等受入要領 (第3条)	国又は国に準ずる 機関の制度により 受け入れる者	研究員等受入要領第 6条による	受入れ前	承 認
所属の変更(第5条) 及び年度更新 (第6条)	受入研究員等	受入れ(第4条)と同様		
期間の変更(第7条)	受入研究員等	第4条の各受入研究 員等と同様	あらかじめ	届 出
研究員等受入要領 (第4条)	国又は国に準ずる 機関の制度により 受け入れる者	研究員等受入要領第 6条による		
実習報告 (第14条第1項)	実習生	実習生	受入期間満了後 速やかに	届 出
委嘱等の解除(第1 6条第2項)	受入研究員等	受入部長等	身分が消失した とき等速やかに	届 出
研究員等受入要領 (第5条)	国又は国に準ずる 機関の制度により 受け入れる者	研究員等受入要領第 6条による		

※1 部に属さない室等にあつては、当該室長等

※2 この別表の他、契約書、協定書又は別に定める規程等にこの規程に関することについて定められている場合にはそれに従う。